

貨物利用運送事業者および貨物取次事業者の ための「標準取引条件」について

特定非営利活動法人 外航利用運送事業者倶楽部
NPO 法人 NVOCC CLUB

拝啓 貴社ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。日頃より NVOCC CLUB に格別
なご愛顧を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当 CLUB では、会員の皆さまに FCR への理解を深めていただきますよう「標準
取引条件」と題する冊子を用意いたしました。

貨物利用運送事業者や貨物取次事業者（フォワーダー）が運送取次のために貨物を受け
取った際には、貨物の受領を証する「受領書」を発行する必要があります。

取次の現場では往々にして受領書が発行されないケースもありますが、貨物が無くなっ
たり壊れたりした場合に荷主とフォワーダー間でトラブルとなることもあるため、取引条
件を記載した受領書の発行は不可欠となってきました。

フォワーダーが、船会社や NVOCC 等の運送人に引渡すために貨物を受け取った際に発
行する受領書は FCR(Forwarder's Cargo Receipt) と呼ばれますが、FCR には取引当事者
間の権利義務関係を明確にするための取引条件が記載されていることが欠かせません。

当 CLUB では、FCR に使用する標準取引条件を作成し CLUB 会員各位の便に供すること
としましたので、ご参照のうえご利用くださいますようご案内申し上げます。

敬具